

包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	確定保険料	第3条（通知）（1）の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
さ	暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（暫定保険料）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第2条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他のこの保険契約に必要な事項で当社の定めるものを記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（通知）

- （1）保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の前条に定める事項のうち当社の定めるものを、当社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の割合により、保険金を削減して支払います。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- （3）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、（2）の規定に基づいて保険金が支払われている場合はこの規定は適用しません。
- （4）（2）の規定は、当社が、（1）の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から（2）の規定により保険金を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第4条（確定保険料）

- （1）保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- （2）保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込期日に払い込まれるべき確定保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）確定保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約が解除できるときは、当社は、その確定保険料を算出するための通知にかかわる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （4）第1条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。